

三次市会計年度任用職員受験案内

職種の概要	看護補助員（早出遅出勤務者）
	地域の皆様から信頼され親しまれる病院運営のため、必要な医療職を担う人員を確保する目的で設置する職であり、安全で安心な医療を提供します。
募集人数	フルタイム：若干名
申込受付期間	令和6年4月26日（金）午前8時30分から 令和7年1月24日（金）午後5時00分まで ※人員が充足次第、受付を終了します。ただし、年度途中に当該職の欠員等が生じた場合、再度募集を行うことがあります。
業務内容	病棟での看護業務の補助等
受験資格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 1 令和6年度中において選考後速やかに採用可能である人 2 フルタイム（週38時間45分）の勤務が可能である人 3 早出（午前6時30分～午後3時00分）又は遅出（午前10時45分～午後7時15分）の勤務が可能である人 ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受験手続	1 提出書類 <u>履歴書（申込書）【指定様式】</u> 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 2 提出方法・期限 (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（看護補助員（早出遅出勤務者）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。
試験	面接試験（個人ごとの面接による口述試験 約10分） ※面接試験は、申込受付時等に随時行います。
審査・合格～採用	審査 可否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合格発表 合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に可否の結果を文書で通知します。なお、電話等での可否の問い合わせにはお答えできません。
	名簿登載 試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用

	(職種別)	候補者の名簿登録期間は、令和7年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採用決定	採用候補者名簿登載者を、随時採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個人情報の取扱い		履歴書(申込書)等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限り使用します。なお、配属先が決定した後、履歴書(申込書)の写しを各所属長へ提供します。
主な勤務条件	任用期間	任用日から令和7年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	市立三次中央病院
	勤務時間	週休2日 日曜日から土曜日までのうち ・早出 午前6時30分～午後3時00分(休憩45分) ・遅出 午前10時45分～午後7時15分(休憩45分) 1週間あたり38時間45分
	休日	週休2日
	休暇制度	年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)ほか
	給料・報酬	(行政職給料表 1-35号給)月額191,900円～ ※上記金額には給料の調整額を含みます。 ※経験年数加算規定有(経験1年未満は加算対象外) ※年度途中で増減する可能性あり ※月中途の採用の場合、採用月は日割計算して支給します。
	手当制度	時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、期末手当ほか ※月途中の採用の場合、採用月の通勤手当(費用弁償)は支給しません。 ※期末手当・勤勉手当は、基準日に在籍していること等の一定の条件を満たす場合に支給します。
	福利厚生	健康保険(市町村職員共済組合短期組合員)、厚生年金保険、雇用保険、災害補償等 ※一定の要件に該当した場合は雇用保険被保険者の資格を喪失し、市町村職員共済組合一般組合員の資格を取得します。
	服 務	地方公務員法第30条から第38条の規定が適用されます。
	分限・懲戒	地方公務員法第28条(分限)及び第29条(懲戒)の規定が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先	三次市 市民病院部 病院企画課 病院企画係 〒728-8502 三次市東酒屋町10531番地 Tel. 0824-65-0101 (代表) Fax. 0824-65-0150 受付時間：月～金曜日(祝日を除く)の8:30～17:15	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。